



鳥取労働局発表
平成26年5月1日

担	鳥取労働局 労働基準部監督課
当	課長 直野 泰知 主任監察監督官 仲浜 弘昭 電話 0857-29-1703

健康診断、労働時間、割増賃金の違反率が増加 ～平成25年 監督指導結果～

鳥取労働局（局長 ^{かわの すみとも} 河野 純伴）は、平成25年に県内の労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめました。

1 定期監督等実施状況

ポイント：若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として9月に過重労働重点監督を実施するなど、過重労働による健康障害及び賃金不払残業の防止に重点を置いて、監督指導を実施しました。

定期監督等実施件数 1,207件（前年比15.1%減）

違反率 76.4%（前年比5.7%増）

（注：定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。）

2 主な違反の内容（重複含む）

ポイント：健康診断、労働時間、割増賃金に関する違反率が増加しました。

健康診断に関する違反 293件（24.3%） 平成24年：207件（14.6%）

労働時間に関する違反 254件（21.0%） 平成24年：252件（17.7%）

安全基準に関する違反 204件（16.9%） 平成24年：296件（20.8%）

割増賃金に関する違反 181件（15.0%） 平成24年：159件（11.2%）

（注：（ ）内は、定期監督等実施件数に対する違反割合）

3 業種別の状況

製造業 定期監督等実施件数237件（違反率78.1%）

建設業 定期監督等実施件数381件（違反率74.0%）

運輸交通業 定期監督等実施件数 67件（違反率79.1%）

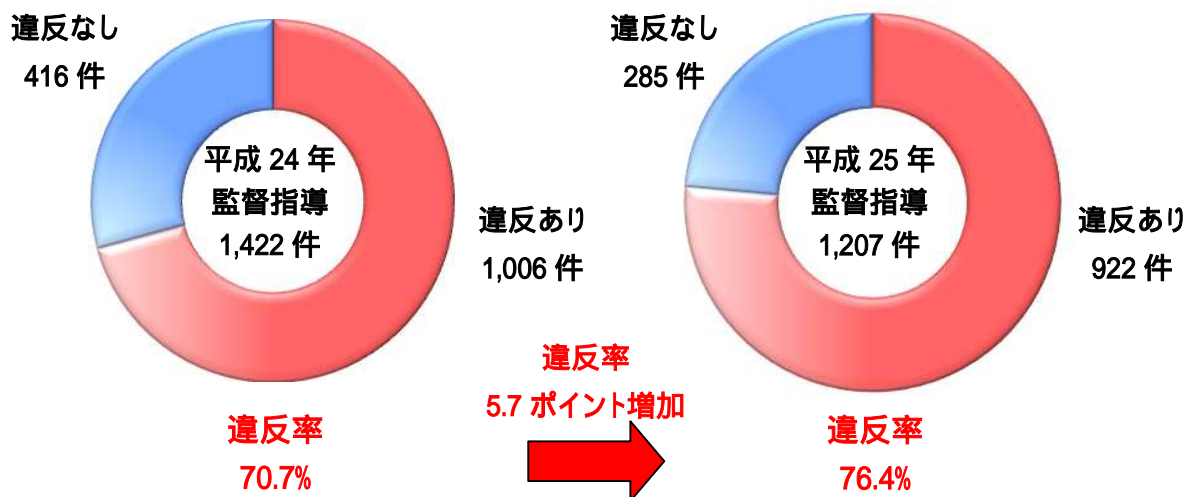
第三次産業 定期監督等実施件数500件（違反率77.2%）

1 定期監督等実施状況について

平成 25 年は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として 9 月に過重労働重点監督を実施するなど、過重労働による健康障害及び賃金不払残業の防止に重点を置いて、監督指導を実施しました。

その結果、1,207 件の定期監督等を実施し、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令の違反が約 4 分の 3 の事業場（違反事業場数 922 件、違反率 76.4%）で認められました。

図1:定期監督等実施件数と法令違反状況(平成 24 年及び平成 25 年)

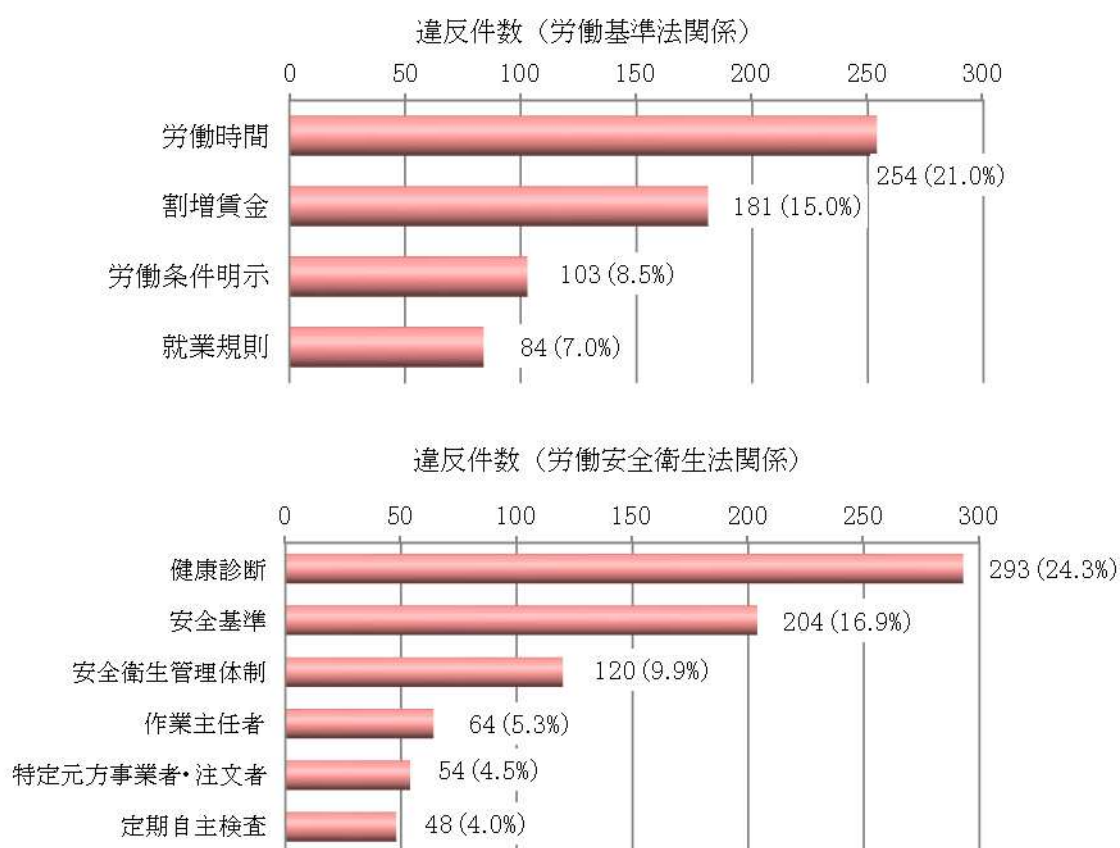


2 主な違反の内容について

労働基準法に関しては、時間外労働に関する労使協定に定めた時間を超えて時間外労働を行わせているなどの労働時間に関する違反（254件）が最も多く、割増賃金に関する違反（181件）がそれに続きました。また、労働条件の明示に関する違反（103件）、就業規則に関する違反（84件）など基本的な事項に関する違反も依然として多く見られています。これらはいずれも昨年に比べ、違反件数、違反率ともに増加しています。

労働安全衛生法に関しては、健康診断に関する違反（293件）が最も多く、機械の原動機・回転軸などによる危険防止や建設作業時などの危険防止のための措置の未実施など安全基準に関する違反（204件）がそれに続きました。また、衛生管理者等を選任していないなどの安全衛生管理体制に関する違反（120件）、一定の危険・有害な業務に際し、作業主任者を選任していないなどの作業主任者に関する違反（64件）下請労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じていないなどの特定元方事業者・注文者に関する違反（54件）が続きました。昨年に比べて違反件数、違反率が増加したのは健康診断に関する違反、安全衛生管理体制に関する違反でした。

図2:主な違反の内容(平成25年)



()内は定期監督等実施件数に対する割合

(違反事例)

- ・労働時間に関する違反
時間外労働に関する協定の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていた。
協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせていた。
- ・割増賃金に関する違反
時間外労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていない。
- ・労働条件明示に関する違反
労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していない。
労働条件通知書を交付しているが、法定事項が不足している。
- ・就業規則に関する違反
常時使用する労働者が10人以上いるのに、就業規則の作成・届出がない。
- ・健康診断に関する違反
常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していない。
所見があると診断された労働者について、医師に意見を聴いていない。
- ・安全基準に関する違反
高さが2メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、作業を行わせていた。

- ・安全衛生管理体制に関する違反
安全管理者、衛生管理者を選任していない。また、安全委員会、衛生委員会を設置していない。
- ・作業主任者に関する違反
有機溶剤の取扱い時などの危険有害な業務を行う際に、作業主任者を選任していない。
- ・特定元方事業者・注文者に関する違反
特定元方事業者又は注文者が下請の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じていない。
- ・定期自主検査に関する違反
フォークリフトなどの機械について、1年以内ごとに1回、定期自主検査を実施していない。

3 業種別の状況について

製造業（定期監督等実施件数237件、違反率78.1％）

製造業では、電気機械器具及び食料品製造に重点的に指導を実施しました。特に健康診断に関する違反件数が73件（違反率30.8％）、労働時間に関する違反件数が68件（違反率28.7％）、割増賃金に関する違反件数が57件（違反率24.1％）と多く、全業種の違反率よりも高い状況でした。

建設業（定期監督等実施件数381件、違反率74.0％）

建設業では、特に安全基準に関する違反件数が150件（違反率39.4％）で最も多く、次いで特定元方事業者・注文者に関する違反件数が53件（違反率13.9％）、作業主任者に関する違反件数が41件（10.8％）と多く、全業種の違反率よりも高い状況でした。

運輸交通業（定期監督等実施件数67件、違反率79.1％）

運輸交通業では、特にトラック事業者に対して、労働時間等の労働条件確保のための監督指導を実施しました。

違反の内訳を見ると、労働時間に関する違反件数は26件（違反率38.8％）であり、前年度（違反件数32件、違反率50.0％）に比べ違反件数、違反率ともに減少しましたが、労働条件明示（違反件数13件、違反率19.4％）、安全衛生管理体制（違反件数12件、17.9％）の違反件数、違反率が増加していました。

第三次産業（定期監督等実施件数500件、違反率77.2％）

第三次産業では、特に商業、保健衛生業、接客娯楽業に対して監督指導を実施しました。

第三次産業全体では、健康診断に関する違反が183件（違反率36.6％）、労働時間に関する違反件数が147件（違反率29.4％）、割増賃金に関する違反件数が93件（違反率18.6％）と多く、全業種の違反率よりも高い状況でした。

商業は215件の定期監督等を実施し、違反率は76.3％でした。

保健衛生業は137件の定期監督等を実施し、違反率は83.2％でした。

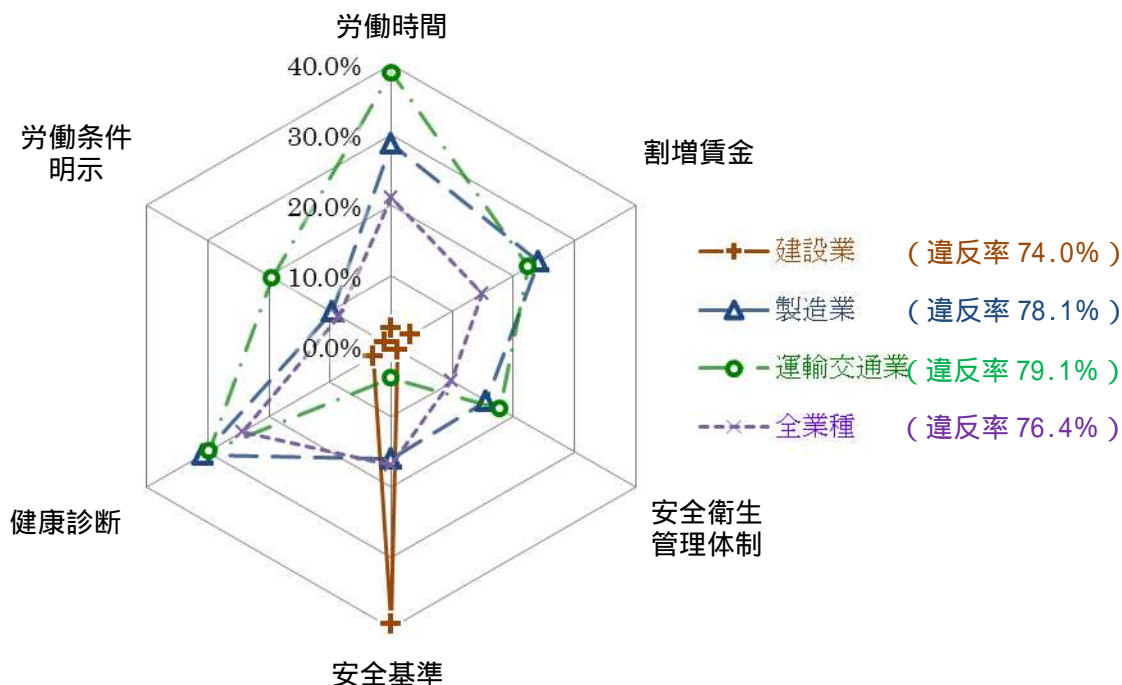
接客娯楽業は49件の定期監督等を実施し、違反率は83.7％でした。

保健衛生業と接客娯楽業は全業種の違反率よりも高く、特に健康診断、労働時間、割増賃金の違反率が高くなっています。

図3：業種別の違反状況

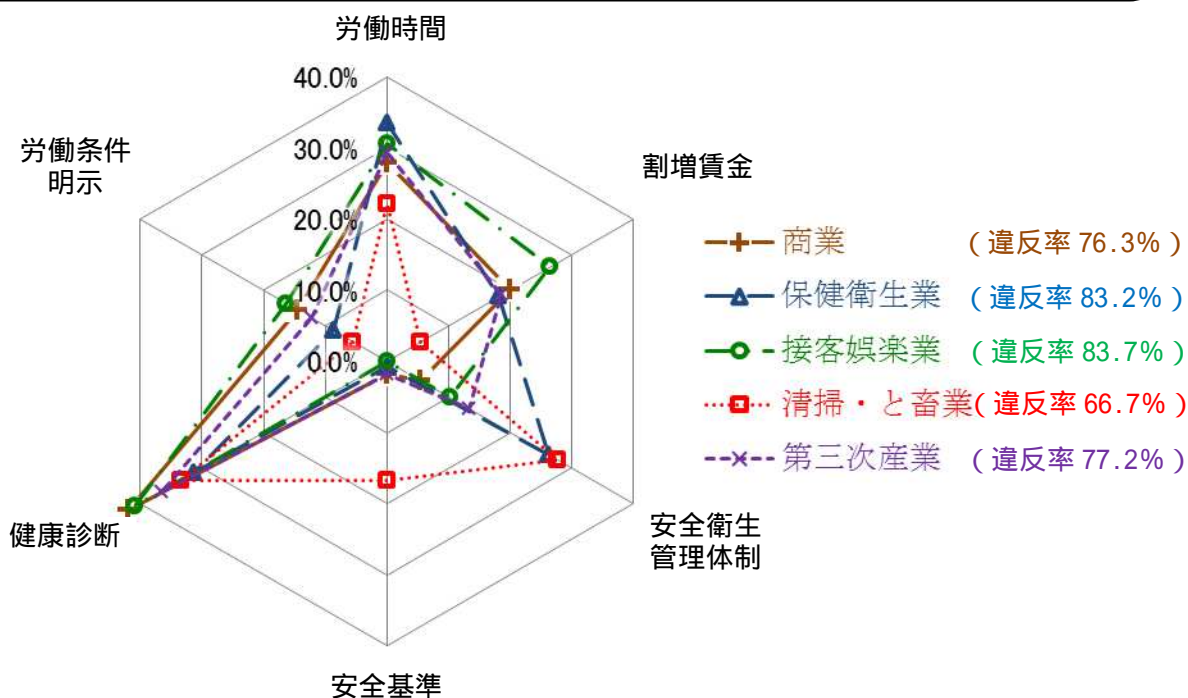
(1) 工業的業種のポイント

建設業は、全業種に比べ「安全基準」の違反が多い
 製造業は、全業種に比べ「割増賃金」「労働時間」「健康診断」「安全衛生管理体制」の違反が多い
 運輸交通業は、全業種に比べ「労働時間」「労働条件明示」「安全衛生管理体制」「割増賃金」「健康診断」の違反が多い



(2) 第三次産業のポイント

商業は、第三次産業全体に比べ「健康診断」「労働条件明示」の違反が多い
 保健衛生業は、第三次産業全体に比べ「安全衛生管理体制」「労働時間」の違反が多い
 接客娯楽業は、第三次産業全体に比べ「割増賃金」「健康診断」「労働条件明示」の違反が多い
 清掃・と畜業は、第三次産業全体に比べ「安全衛生管理体制」「安全基準」の違反が多い



4 今後の指導方針

平成25年は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組として9月に過重労働重点監督を実施するなど、過重労働による健康障害及び賃金不払残業の防止に重点を置いて、監督指導を実施しました。

この結果、特に健康診断、労働時間、割増賃金に関する違反が前年より多く見られました。また、依然として労働条件明示など基本的な労働条件に関する違反は多く見られます。

鳥取労働局及び労働基準監督署では、今後も労働災害の防止や過重労働による健康障害の防止に努めるとともに、基本的な労働条件の遵守を指導してまいります。

また、違反率の高い業種については、集団指導を行うことなどにより、計画的・効果的な監督指導を実施するとともに、法令違反を繰り返すなどの悪質な事業主については、厳正に対処することとしています。